

B 着地型観光の確立

○ふるさと便の販売

体験型・企画型・定期型・特撰型の4種類の商品について、WEBでカタログ化をして、ポータルサイト「ミサトノ」に掲載している。

全体としては、商品数を63品目に増やし商品カテゴリーを、米麺・肉/肉加工品・酒/ワイン・漬物/味噌/おやつ・農産物加工品・農産物・体験/工芸品の7つに分類して整理した。

現在の売れ筋の上位3品目としては、「黒にんにく」、「空ノ上ノ晚餐」、「会津美里町特産健康セット(エゴマオイル&みしらず柿ドレッシング)」となっている。

○誘客に向けた旅行会社へのPR

- ・平成30年6月18日に首都圏の旅行会社2社4事業部を訪問し、パンフレット等を持ち寄り、観光素材のPRと売り込みを行なった。その結果、左下り観音や瀬戸町さんぼ、長福寺の坐禅かふえなどを1時間コースの商品の中で検討してもらえることとなった。

《訪問先エージェント》

- ・JTBメディア
- ・クラブツーリズム(第二国内旅行センター/バス旅行センター2箇所)

【成果】

クラブツーリズムバス旅行センターにて、法用寺、左下り観音、氷玉峠を含んだ紅葉コースが19本(内1本未催行)、樹の音工房を含んだ女性限定クリスマスコース6本(内2本未催行)が設定され、合計736名の観光客が当町を訪れた。

○ワイナリーの拠点整備

新鶴地域のふれあいの森スポーツ公園内の「ふれあい館」を拠点に、平成31年度4月にワイナリー設立を目指し、現在、民間事業者「会津コシェル」が中心となって整備が進められている。今後のワインツーリズムの展開においても大いに期待される。現在、赤ワイン(ピノノワールなど)、白ワイン(シャルドネ)、シードルなどが作られている。

C 観光まちづくりの推進

○総務省「外部専門家(地域創造力アドバイザー) 招聘事業」の活用

DMOの設立・展開に向けて、DMOの第一人者である近畿大学の高橋一夫教授を招聘し、DMO形成確立計画を作成する前段の事業計画(運営計画と収支計画を兼ねるもの)案を作成中。関係機関と協議しながら登録に向けて議論を進めている。

第1回 平成30年6月20日・21日

現状ヒアリング

第2回 平成30年8月2日・3日

DMO設立事業計画素案の作成

第3回 平成30年8月24日

地域連携に向けた提案（会津若松観光ビューロー・喜多方市観光物産協会）

第4回 平成30年10月3日

DMO 設立事業計画案の作成

第5回 平成30年12月26日

DMO 状況報告及び関係団体との設立にかかる協議

第6回 平成31年3月中旬 予定

DMO 設立を踏まえた事業体法人化に向けた勉強会（予定）

○観光百人衆の継続募集及び人材育成の実施

平成29年度に立ち上げたことから、引き続き会員拡大に向けて募集を行い、会員等を対象にセミナーやワークショップを開催しながら、情報発信できる人材の育成を行ってきた。1月末現在個人33名・団体1団体登録。※上半期から2名増。

※8月31日（金）、第1回情報発信人材育成セミナーを開催。参加者26名。

※9月1日（土）、第1回情報発信人材育成ワークショップを開催。参加者10名。

※9月25日（火）、第2回情報発信人材育成ワークショップを開催。参加者12名。

※10月26日（金）、第2回情報発信人材育成セミナーを開催。参加者23名。

※10月27日（土）、第3回情報発信人材育成ワークショップを開催。参加者8名。

※11月17日（土）、第4回情報発信人材育成ワークショップを開催。参加者11名。

○風景写真コンテストの実施

アクションプランにも掲げている風景写真コンテストとして「秋のインスタグラムフォトコンテスト」の募集を平成30年9月1日から11月30日まで行い、昨年度作成した SNS（インスタグラム「公式アカウント〈@aizumisato100〉」）を活用し、会津美里町の秋の魅力が伝わる写真を投稿してもらった。

募集期間中の投稿数は271点。12月26日に審査会を行い、グランプリ1点、準グランプリ1点、こでらんに賞2点、うめえで賞2点をそれぞれ決定した。受賞者には特典として町より宿泊券や体験券、特産品等を贈呈した。

○まちなか再生支援事業の実施

まちづくり政策課の事業。地域おこし協力隊や建築士、観光関連団体に勤務している町内在住の若い世代（20代から30代）で構成し、資源活用に向けたコアメンバーミーティングを開催した。3地域の個性や地域資源、課題等を出し合い、これからの町のビジョンを考え、出された案をブラッシュアップし、実現させていくためのアクションや実行に必要な仲間づくりについて議論した。計6回開催。3月20日に今年度事業の報告会を開催予定。

○田舎暮らし体験ツアー事業

まちづくり政策課の事業。移住・田舎暮らしの専門冊子「TURNS」とタイアップした移住体験ツアー「器をめぐる旅 会津本郷焼編」を9月22日・23日の2日間開催。首都圏在住の20～40代前半の方を対象に15名の参加があった。ほっとぴあ新鶴に宿泊、ワイン用ぶどうの収穫体験や坐禅体験、本郷地域でのまち歩きやゆるく体験を通して、地域の人々や自然に触れることで田舎暮らしを体感してもらった。

D地域連携による観光事業の拡大

○デジタル DMO による広域連携事業の継続展開

昨年度に引き続き、台湾、中国、アメリカ、オーストラリアの4カ国をターゲットとして、「VISIT AIZU」にて情報発信を行い、フェイスブックやグーグルにおけるバナー広告を行いながらプロモーションを展開している。

○インバウンド誘致に向けた旅行会社への PR

- ・平成30年6月26日に首都圏のランドオペレーターを主として訪問し、インバウンド向けの商品造成に向けて、町の観光素材の売り込みを行ってきた。大手の意見は、基本的には単独ではなく広域連携でプロモーションしないと商品化は難しく、それぞれの観光素材については、ポテンシャルはあるが、訪日向けの商品には難しく、逆に零細な旅行会社の方が、町の現状に理解を示しているの、ニッチな部分を取り扱ってくれることから、実際の旅行商品造成に向けた期待度は高い。

《訪問先ランドオペレーター・エージェント》

- ・株式会社 JTB グローバルマーケティング&トラベル
- ・株式会社阪急交通社
- ・ツーリンクスジャパン株式会社

- ・平成30年9月27日に、インバウンド向けのランドオペレーターを主に仙台市内の旅行会社4社を訪問した。前回同様、単独での売り込みは難しいが、仙台や首都圏からの観光ルートに本町を経由したコース造成に向けて前向きな旅行会社があった。またどのエージェントも昼食会場に苦慮しているようで、会津若松市内の会場を利用するケースが多いが、天国茶屋は訪日外国人の受入れに力を入れているため、新たなセールスポイントとして今後売り込みをしていくこととした。

《訪問先ランドオペレーター・エージェント》

- ・みらい旅くらぶ
- ・東日本旅客鉄道株式会社仙台支社
- ・株式会社エイチ・アイ・エス
- ・クラブツーリズム株式会社

【成果】

みらい旅くらぶの取締役本部長が12月にタイへ訪問する際に、当町のPRをしていただけることとなった。東日本旅客鉄道株式会社仙台支社については、平成31年の磐越西線フルーティアふくしまに当町の特産品を使用していただける可能性が高い。また、クラブツーリズムも伊佐須美神社の初詣ツアーを造成していただいた。

○インフルエンサーを活用した食と祈りのモニターツアーの実施

2月2日から4日までの2泊3日の行程で、外国人観光客の誘致に影響力を持つと言われる外国人インフルエンサーを招聘し、「食と祈り」をテーマにしたモニターツアーを実施した。

外国人から見た本町の観光コンテンツの魅力について効果的に情報発信してもらうことで外国人に対する本町の認知度を高めることを目的としており、本ツアーで体験してもらったコンテンツ内容を精査し、インスタグラム上で発信してもらう。

(2) 平成31年度実施予定事業

A 観光地としての受け入れ基盤の整備

- ・温泉宿泊施設の利活用処分方針に基づく検討
温泉施設等の利活用の方法について、住民説明会や温泉利活用処分等検討委員会を開催しながら検討を進める。
- ・空き店舗等のデータベース整備
「会津美里町住まいるバンク」の継続運用
- ・空き店舗等活用の助成制度運用
会津美里町活力ある商店街等支援事業補助制度の実施
- ・空き店舗等の活用促進に向けた検討調査の実施
まちづくり政策課と連携しながら、必要に応じて所有者調査及び意向調査を実施する。
- ・特定創業支援事業の実施
あいづしんくみ創業塾の開催予定
創業支援セミナーの開催
- ・創業支援の助成制度等の実施
会津美里町創業等支援事業補助制度の実施
創業者等を対象とした中小企業振興資金融資制度及び利子補給制度の実施
- ・民泊制度運営システム導入による民泊届出状況の把握
平成30年6月15日から施行された住宅宿泊事業法について、窓口である県と連携しながら町内の民泊届出状況を掴んでいく。(平成31年1月末現在町内届出0件)
- ・「観光指さしナビ」の更新と機能拡充(多言語化)
平成24年度に作成した会津美里町の「観光指さしナビ」の内容を更新し、訪日観光客にも対応できるよう機能拡充し、新たに4言語「英語・簡体語・繁体語・タイ語」を加え、音声によるガイドサービスを行なっていく。
- ・レンタサイクルの追加
新鶴地域の新たな観光拠点となる「新鶴ワイナリー」に隣接する「ふるさと観光物産館」に電動アシスト付きのレンタサイクルを導入する。(電動アシスト自転車1台・普通自転車1台)

・インバウンド研修会の実施

外国人観光客の受け入れ体勢を整備するため、国内のインバウンド動向の基礎知識や接客方法に関する研修会を自治体職員や地域の事業者等を対象に実施し、地域の受け入れ能力向上を図る。

B 着地型観光の確立

・ふるさと便の継続販売

作成した WEB カタログにより販売を継続展開する。

・旅行エージェント訪問の拡充

首都圏及び近県（新潟県新潟市を予定）の旅行エージェント訪問を継続し、新たに西日本（愛知県名古屋市を予定）から本町への誘客に向けて、観光素材を売り込み、旅行商品造成につなげていく。

・天海さんシンポジウムの開催

じげんプラザ落成記念事業として、ゲストを招き記念講演及びパネルディスカッションを実施する。

C 観光まちづくりの推進

・DMO設立事業計画の検討

平成 30 年度に総務省の外部専門家招聘事業を活用し、近畿大学の高橋一夫教授からアドバイスをいただいて会津美里町における DMO 設立事業計画（案）を途中まで作成してきた。今後財源の調整及び担い手の選定を行い、候補法人登録に向けて準備を進めていく。

・あいづみさと観光百人衆の会員拡大及び人材育成の継続実施

これまであいづみさと観光百人衆の会員募集及び人材育成に取り組んだので、次年度においては、まちづくり政策課の事業である「まちなか再生事業」と連携し、会員の拡大及び前年度の内容を発展させた人材育成（セミナー・ワークショップの開催）に取り組み、本格的に情報発信していく。

・異なる地域特性を結びつけるモデル創出事業

まちづくり政策課の事業。今年度実施したコアメンバーミーティングで出された成果をさらに深化させ、3つの地域の特性を活かしながら、若い世代がこの地域に誇りを持って「ここに暮らしたい」と思うことができ、将来的には創業や雇用に繋がるようなモデルケースを創出していく。

- ・田舎暮らし体験ツアー事業

まちづくり政策課の事業。移住・田舎暮らし専門の冊子「TURNS」とタイアップした移住体験ツアーを次年度も実施。東京エフエムや福島エフエムと連携し、首都圏のラジオ番組で本町用のコーナーを設け、首都圏移住潜在層向けのPRを行う。体験ツアーは1泊2日の予定。

D 地域連携による観光事業の拡大

- ・デジタルDMOによる広域連携事業の展開

これまでの取組を継続し、デジタルDMO事業の運営を行うとともに、着地型観光商品（ツアー）や、飲食店、宿などの予約等については、OTA（Online Travel Agent）サイトとデジタルDMOを連携させるスキームとして、2020年度からOTAサイトでの予約が可能となるよう準備を進め、あわせて広告経費の縮減など事業費の見直しを行い、事業の自立性を高める。また、現地受け入れ体制の整備等を進めることで、より効果的なインバウンド対応を行う。

- ・インバウンド誘致に向けた旅行会社へのPR

引き続き、首都圏等のランドオペレーターを訪問し、訪日外国人旅行客を誘致するため、外国人が好みそうな素材を売り込み、旅行商品造成につなげる。

（3）観光まちづくり推進協議会設置要綱の一部改正について

- ・第5条第1項

旧「推進協議会は、委員長が招集する。」

新「推進協議会は、委員長が招集し、その議長となる。」

改正理由：今まで慣例として、議事の議長を委員長が行っていたが、明文化させた。

○会津美里町観光まちづくり推進協議会設置要綱

平成28年4月1日

告示第108号

改正 平成30年11月1日告示第180号

(設置)

第1条 会津美里町観光まちづくり推進事業計画(以下「事業計画」という。)の策定及び会津美里町観光振興計画(以下「振興計画」という。)に基づく取組みを実行するため、会津美里町観光まちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 振興計画に掲げる基本目標の達成度及び施策の評価に関すること。
- (3) 振興計画に基づく事業実施に関すること。
- (4) その他、振興計画の推進に関すること。

(組織及び任期)

第3条 推進協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 会津美里町観光協会
- (3) 会津美里町商工会
- (4) 会津美里町振興公社
- (5) 観光関係者
- (6) その他特に町長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進協議会には、委員長と副委員長を置く。

2 委員長並びに副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進協議会は、委員の過半数以上の出席によって会議を開くことができる。

(意見の聴取等)

第6条 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の報償)

第7条 推進協議会の委員にかかる報償は、別表のとおりとする。

(守秘義務)

第8条 推進協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 推進協議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成30年11月1日告示第180号)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表(第7条関係)

区分	金額 (1回当たり)	備考
第3条第2項第1号で定める委員	20,000円	ただし役職上報償を受領できない者を除く。
第3条第2項第2号から6号で定める委員	3,000円	1回当たり(半日間)